

相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除について、相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が2人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算方法を定めることとする。(第5条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年1月1日から施行することとする。(附則第1条関係)